

見附市公営企業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月22日

見附市長 稲田 亮

見附市上下水道事業管理規程第7号

見附市公営企業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を定める規程の一部を改正する規程

見附市公営企業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を定める規程（平成25年見附市ガス上下水道事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「三條信用組合」を「はばたき信用組合」に改める。

附 則

この規程は、令和5年11月20日から施行する。